

保育所・認定こども園（保育部分）（2.3号）をご利用の保護者の皆様へ 幼児教育・保育の無償化について

令和元年10月1日から次のとおり幼児教育・保育の無償化を実施しますのでお知らせします。

3～5歳児クラス

- すべての子どもの**保育料**が無償化となります。
- これまで保育料に含まれていた**副食費（おかず、おやつ代等）は無償化の対象外**ですので、引き続き保護者の皆様にご負担いただきます。
・年収360万未満相当の世帯の子どもと、第3子以降の子ども（**保育料の多子の数え方と同じ**）は副食費が免除されます。
※小学校就学前以下でカウント
- その他これまで保護者負担であった主食費や行事費などの実費も引き続きご負担していただきます。
- **延長保育料は無償化の対象外**となりますので、ご注意ください。

0～2歳児クラス

- **住民税非課税世帯**を対象として保育料が無償化となります。
- その他世帯については**これまでどおり保育料をご負担いただきます。**
- 副食費はこれまでどおり保育料の一部に含まれます。
- 保育料の多子軽減に変更はありません。
※上の子（3～5歳児クラス）の保育料が無償化されても、
下の子（0～2歳児クラス）の保育料は引き続き軽減されます。

問い合わせ 児童保育課 0848-67-6042

よくある問い合わせ

Q 1 無償化の対象となる年齢は？

A 1 3～5歳児クラスに在籍する子どもが対象となります。

※2歳児クラスに在籍する間は、3歳の誕生日を迎えても無償化の対象外で、次年度の4月から対象となります。

Q 2 無償化の手続きは必要ですか？

A 2 現在、保育所・認定こども園（保育部分）に入所している場合、手続きは不要です。

Q 3 第2子の副食費は保育料と同じように半額になりますか？

A 3 第2子の副食費は半額になりません。ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもと、第3子以降の子ども（保育料の多子の数え方と同じ）は副食費が免除されます。
※小学校就学前以下でカウント

Q 4 病児保育、一時預かり、ファミリー・サポート・センター事業は無償化の対象ですか？

A 4 保育所や認定こども園の保育部分（2・3号）、小規模保育事業所に入所している場合、対象外となります。入所されていない方で無償化の対象になるためには、就労等の「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

Q 5 認可外保育施設を利用した場合、その利用料も無償化になりますか？

A 5 保育所や認定こども園の保育部分（2・3号）、小規模保育事業所に入所している場合、認可外保育施設の利用料は無償化の対象になりません。